

1. 「学位授与機構」設立の経緯

1.1 学位授与機関構想の萌芽から学位授与機構の設立まで

学位授与機関の設立が初めて取り上げられたのは、内閣総理大臣の諮問機関であった臨時教育審議会の「教育改革に関する第2次答申」（昭和61年4月23日）においてである。このなかで、高等教育機関の多様な発展を促すための施策を講じる必要性が強調され、「生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する」ことが提言されている。すなわち、学位授与機関の創設は、「大学と大学以外の高等教育機関の間での単位互換制度を検討するとともに、その単位の累積による卒業資格を認定したり、大学院を置かない大学や大学以外の高等教育機関における学習や研究を評価して、それらの修了者に学士号を含む学位を授与する道を開くため」であるとされている。

また、この答申では、単位累積加算制度とは、「1つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格が認定される制度」であると述べている。ここで、大学卒業の資格の認定とのみ述べ、学士の学位について触れられていないのは、この時点では、学士は大学卒業者が称することができる称号であり、学位としては認められていなかったからである。

単位累積加算制度の大学院への導入についても、昭和63年12月の大学審議会の答申「大学院制度の弾力化について」において、更に検討する必要がある事項として位置付けられている。

平成元年3月、文部大臣は大学審議会に対して、学位授与機関の具体的な構想についての重点的な審議を要請した。

第三は、学位授与機関の創設についてであります。

生涯学習体系への移行、多様な高等教育機関の発展等の観点から、いわゆる単位累積加算制度（複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学の卒業の資格を認定し、学士の称号を付与するという制度）を設けるとともに、大学や大学院と実質的に同程度の教育研究が行われている高等教育機関について、その修了者に対し、学士の称号を付与、学位の授与を行い得るようにする必要があると考えております。

このため、イギリスの全国学位授与評議会、いわゆる CNAА のような、大学と同様の権限を有する学位授与機関を我が国にも創設いたしたいと考えておりますので、その具体的な構想について、国際的な通用性にも配慮しつつ、ご検討いただきたいと存じます。

（平成元年3月14日大学審議会総会における文部大臣の審議要請より）

この諮問を受けて、大学審議会は、「現行制度においては、大学卒業者の称号として位置付けられている学士について、諸外国と同様に学位に位置付ける」ことを前提として、大学院部会及び大学教育部会で調査研究に取り組むこととなった。両部会は、CNAА（Council for National Academic Award）をモデルとして参考にしながら、学位授与機関の必要性、役割、位置付け等に関して審議し、審議経過の概要を平成元年7月27日及び平成2年7月30日の2度

にわたって大学審議会総会に報告するとともに、国立大学協会、私立大学団体連合会等の大学関係団体からヒアリングを行うなどして更に審議を重ねた。

以上の結果、平成3年1月8日、「学位授与機関に関する大学教育部会・大学院部会合同報告」が大学審議会総会に提出され、大学審議会は、同年2月8日、「学位授与機関の創設について」の答申（後述）を行った。

一方、文部省は、上記の臨時教育審議会及び大学審議会での検討の動向を踏まえて、学位授与機関の具体的な構想の調査研究を進めるため、平成2年6月8日付けで文部大臣裁定により、「学位授与機関の創設調査組織要項」を定めた。さらに、創設調査に関する事務を処理するための「学位授与機関創設調査室」及び組織編成、施設、設備その他の創設調査に関する重要事項を審議するための「学位授与機関創設調査委員会」を総合研究大学院大学（当時、東京工業大学長津田キャンパス内）に設置した。学位授与機関創設調査委員会は、大学審議会における検討経過に基づいて審議し、その審議結果は、平成3年2月「学位授与機構の構想の概要について」（後述）としてまとめられた。

これを受けて、平成3年4月2日に、「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律」が公布（同年7月1日施行）されるとともに、平成3年6月3日に文部省令「学位規則の一部を改正する省令」が公布（同年7月1日施行）された。これらの改正により、学位授与機構の業務が明文化された。また、同時に、これらの改正において、学士を学位として位置付けることも明文化された。また、「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律」には、衆参両院の文教委員会による附帯決議がなされており、「学位授与機構の運営に当たっては、学位認定の基準、方法を明確にし、学位の水準の維持に努めること。また、学位認定に当たる教授は常に学問研究の第一線にある者を充て、併せて実質的な学位認定ができるだけの体制の整備を行うこと。」とされている。

こうして、平成3年6月28日には文部省令「学位授与機構組織運営規則」が制定され、平成3年7月1日の学位授与機構の誕生へと至ることになる。

1.2 大学審議会答申「学位授与機関の創設について」

学位授与機関創設に至る背景、想定されていた業務の内容については、大学審議会の答申「学位授与機関の創設について」（平成3年2月8日）の中でかなり明確に述べられている。この答申に述べられている考え方は、今日でも、機構の学位授与の目的・業務内容と深く関わっている。以下にその概要を記しておく。

まず、学位授与機関の必要性については、以下のように述べられている。

1 学位授与機関の必要性

- ① 今日、生涯を通じての学習活動への関心・意欲はますます高度化、多様化してきており、また、急激な社会の変化と進展に対応し、たえず新たな知識、技術を修得できるような教育システムの形成が求められている。

このような社会的な要請に応えるためには、大学が、科目登録制（特定の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度）やコース登録制（コースとして設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度）などいわゆるパートタイムでの学

習機会の提供や、大学以外の高等教育段階の学習の成果を大学の単位として認定すること、さらには、これらの多様な学習の成果の累積による学士の学位の授与を行い得るような、制度の弾力化を図る必要がある。

- ② しかしながら、大学は、当該大学に在籍する学生に対する教育を行い、その成果を評価して学士の学位を授与するものであるから、現に大学に在籍していない者を含めて、個々の大学をこえた複数の大学における学習の成果や、大学以外の高等教育段階における多様な学習の成果を適切に評価し、これに学士の学位を授与し得るようになるためには、個々の大学による学士の学位の授与だけでは必ずから限界がある。
- ③ 一方、学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するものとされている。この考え方は、国際的にも原則として定着しており、かつ、我が国の学位の国際的通用性を考えると、大学による学位授与という原則は、基本的に維持する必要がある。
- ④ したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、様々な履修形態による多様な学習の成果を適切に評価し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、高等教育修了の証明としての学士の学位を授与するという社会的な要請に的確に答えるためには、国公立の大学関係者の参画を得て、大学と同様に自主的な判断により学位を授与する独立の機関として、学位授与機関を創設する必要がある。
- ⑤ また、高等教育段階の教育施設のなかには、大学のほかにも、大学・大学院と同等の水準の教育研究を組織的・体系的に行っている教育施設がある。

これらの教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者で、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者については、その履修の成果が社会的に適切に評価されるようにするため、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与し得るようにすることが要請されている。

- ⑥ しかしながら、これらの教育施設は、大学とは趣旨、目的、使命を異にするものであるから、これらを学位授与権を有する大学として認可することはできない。また、これらの大学以外の教育施設に学位授与権を認めることは、大学による学位授与という原則に照らして適当ではない。

したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、このような要請に答えていく上でも、学位授与機関の創設が必要である。

上記の記述からは、学位授与機関の創設が、高等教育の多様化、生涯学習体系の推進等の文部省（当時）の施策と大きく関わっていることがわかる。

また、この答申では当面の学位授与の対象者について、次のように提言している。

短期大学・高等専門学校卒業者等で一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与

- 大学に一定期間在学した者や、現行制度上大学への編入学が認められている短期大学卒業者及び高等専門学校卒業者が、そのまとまりのある履修の成果を基礎として、さらに大学の科目登録制又はコース登録制や短期大学の専攻科において一定の単位を体系的に修得し、学位授与機関の定める要件を満たした場合に限って、学士の学位を授与することとすることが適当である。
- その際、特に短期大学の専攻科における履修の成果の評価に当たっては、全体としての学校体系の整合性を十分に考慮しつつ、学位授与機関において適切に評価して学士の学位の授与を

行い得る仕組みを整える必要がある。

- また、本審議会では、別途「高等専門学校教育の改善について」答申を行い、高等専門学校に専攻科を設置する途を開くよう提言しているが、そのような制度改正が行われた場合には、高等専門学校における履修の成果についても、短期大学の専攻科と同様の取扱いを考慮する必要がある*。

大学以外の高等教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者に対する学位授与

- 大学以外の教育施設**のうち、大学・大学院と同等の水準の教育研究を実施していると認められる一定の要件を備える施設において、組織的・体系的な教育を受け、学位授与機関の定める条件を満たした者に対して、学位授与機関が、これらの者からの申請に基づき、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与することとする。
- このため、学位授与機関は、当該教育施設の課程において大学・大学院と同等の水準の教育研究が実施されているかどうかを審査するとともに、例えば、一定期間ごとに当該課程における教育研究の実施状況を審査したり、当該課程のカリキュラム等を変更するときには改めて審査することとするなど、学位授与水準を確保するための当該課程に対する審査の仕組みを設けることとする。
- また、課程の修了者について学位授与機関の定める要件を満たすかどうか慎重に審査を行い、特に修士、博士の学位については、当該課程の修了者に対して学位授与機関が論文審査等を行うなど、十分な審査を行う仕組みを設ける必要がある。
- なお、学位授与機関が行う修士、博士の学位の授与については、上記の課程において体系的・組織的な教育を受けた者だけを対象とするものであり、学位授与機関は論文博士の授与を行わないことが適当である

* 実際に高等専門学校の専攻科の設置が初めて認められたのは、平成4年4月1日である。

** 「大学以外の教育施設」とは、文部省以外の省庁に置かれていた大学校（防衛大学校、職業訓練大学校(当時)、水産大学校、気象大学校、海上保安大学校等）などを指している。

この答申において、「単位の累積のみにより、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者」についての学士の学位授与については、生涯学習ニーズの高度化、多様化に対応するものとして位置付けながらも、「累積する単位の内容や学士の学位授与の要件等、なお慎重に検討を要する課題がある」として見送るべきであるとしている。

さらに、学位授与機関の位置付けとしては、「学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与することが国際的にも原則とされていることから、学位授与機関は、国公立の大学関係者の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づき自律的に学位授与を行う、大学の延長線上の機関として、大学共同利用機関と同様の位置付けを行い、同様の運営の仕組みを設ける必要がある」としている。

1.3 学位授与機関創設調査委員会「学位授与機構の構想の概要について」

大学審議会の答申「学位授与機関の創設について」で提言された学位授与機関の業務内容については、学位授与機関創設調査委員会において更に詳細に検討された。学位授与機関創設調

査委員会には、生涯学習等専門部会と課程指定・学位授与専門部会の2つの部会が設けられた。

生涯学習等専門部会は、①短期大学卒業者等で一定の要件を満たした者に対する学士の学位授与の在り方、②高等教育レベルの学習成果の評価についての調査研究の在り方、③高等教育段階の学習機会に関する情報提供の在り方、が主な検討事項であった。

また、課程指定・学位授与専門部会では、①大学以外の高等教育施設に係る課程の指定の在り方、②指定した課程の修了者に対する学位授与の在り方、③学位授与水準を維持するための指定した課程に対する関与の在り方、が主な検討事項であった。

学位授与機関創設調査委員会は、これらの部会での検討結果をまとめて、「学位授与機構の構想の概要について」（平成3年2月）を作成した。ここで初めて、学位授与機関の名称を「学位授与機構」とすることが提言されている。また、学位授与機構の具体的な業務内容と運営方式が詳細にまとめられている。さらに、学位授与機構の設置形態としては、「高度の学識を有する国公立大学の教員等の参画を得て、大学関係者が共同して学位の授与等の審査を行うという機関の性格にかんがみ、大学共同利用機関と同様の位置付けの独立した機関（国立）として設置する。」ことが提言されている。

平成3年7月に設置されることになる「学位授与機構」の業務と組織・運営は、ほぼこの構想どおりに実行されることになる。ここで、その大要を記しておく。

学位授与機構の組織・運営に関しては、次のことが提言されている。

- (1) 機構長、審査研究部及び管理部を置くこと。
- (2) 審査研究部に審査部門及び調査研究部門を置き、所要の専任教員等を配置すること。
- (3) 評議員会及び運営委員会を置くこと。
- (4) 学位の授与、短期大学・高等専門学校の特攻科の認定及び大学以外の教育施設の課程の認定に係る審査を行うため、審査会を置き、審査会に専門委員会を置くこと。

学位授与機構の業務については、以下の4つが挙げられている。

- (1) 短期大学・高等専門学校の卒業者等で一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与
 - (2) 大学以外の教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者に対する学位の授与
 - (3) 高等教育レベルの学習成果の評価の在り方に関する調査研究
 - (4) 高等教育段階の学習機会に関する情報の提供
- (1)、(2)の項目で明らかのように、学位授与の対象者については、大学審議会答申「学位授与機関の創設について」で想定されているものと同じである。ここでは、(1)の対象者に対して、必要な単位数などの「授与要件」が明確に提言されている。以下にその内容を示す。

- (1) 短期大学・高等専門学校の卒業者等で一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与
(略)

① 学士の学位の授与要件

ア 学士の学位は、次の各号の一に該当する者で、大学の科目登録制・コース登録制及び本機構の定める一定の要件を満たす短期大学・高等専門学校の専攻科において本機構の定めるところにより所定の単位を修得し、かつ本機構の行う学士の学位の授与の審査に合格した者に対して、授与する。

- 1) 短期大学卒業生
- 2) 高等専門学校卒業生
- 3) 大学に2年以上在学し62単位以上修得した者など上記に準ずる者

イ 上記アの本機構の定めるところにより修得すべき単位数については、(中略)基本的には、下記の方針により取り扱う。

なお、下記の修得すべきそれぞれの単位数のうち、本機構が定める一定単位数以上は、大学において修得することを要することとする。

[2年制短期大学・高等専門学校卒業生等の場合]

- ・2年制短期大学・高等専門学校卒業生等が大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科において修得すべき単位数は、62単位以上とする。
- ・取得する学士の専攻分野に係る修得すべき単位数は、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科における修得単位と、短期大学・高等専門学校等における既修得単位を合わせて62単位以上とする。
- ・修得すべき単位数は、2年以上にわたって修得することとする。

[3年制短期大学卒業生等の場合]

- ・3年制短期大学卒業生(93単位以上修得することを卒業の要件とするものに限る。)等が大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学の専攻科において修得すべき単位数は、31単位以上とする。
- ・取得する学士の専攻分野に係る修得すべき単位数は、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学の専攻科における修得単位と、短期大学等における既修得単位を合わせて62単位以上とする。
- ・修得すべき単位数は、1年以上にわたって修得することとする。

(略)

また、上記①アの1)～3)に掲げた者で学士の学位の取得を希望する者が、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科において単位を修得しようとする場合、本機構が単位修得状況を適切に把握し、円滑に学士の学位を授与し得るようになるため、学士の学位の取得を希望する者があらかじめ本機構に申請し登録する仕組みを設けることが適当であるとしている。

この他、(1)の対象者に対する学位授与については、学士の学位授与審査の方法、「一定の要件を満たす」短期大学・高等専門学校の専攻科の認定、(2)の対象者に対する学位授与については、学位授与の審査の方法、大学・大学院と同等の水準にあると認める課程の要件、大学以外の教育施設の課程の審査方法などが提言されている。

思 い 出

黒 羽 亮 一

ちょうど10年前の昭和60（1985）年秋、当時の職場だった日本経済新聞の論説委員室に、旧知の防衛大学校長の土田国保さんが訪ねてこられた。私は警察とは関係深い社会部記者が長く、前夫人が過激派の贈答品爆弾の犠牲になられた時には社会部長だった。偉い人の訪問に恐縮したが用件は、「臨時教育審議会の委員だそうだが防衛大学校卒に学位を与えるようにしてもらえないものか」ということだった。米国では、ウェスト・ポイントの陸軍士官学校やアナポリスの海軍兵学校卒は、一流大学なみのステータスを持っていることは私も知っていた。とって日本では文部省所轄以外の学校では学位が出せないというのは長い制度だし、難しい話が持ちこまれたというのが実感だった。「努力しますが一専門委員の力ではどうしようもありません。第4部会長の飯島先生に話してみてください」とアドヴァイスした。

しばらくして第4部会の席上で飯島先生から、省庁大学校への学位授与問題が議題として持ち出された。飯島先生は防衛庁や運輸省の希望を受けて、お忙しい中を、久里浜の防衛大学校はもちろん呉の海上保安大学校まで調査に行かれたという。総論として異論のないことなので、学位授与機関の創設について「検討する」ことが、第二次答申（昭和61年4月）に盛り込まれた。

◇

それから5年後の平成2（1990）年6月、総合研究大学院大学の附属として学位授与機関創設調査委員会が設けられ、その委員にさせられた。臨教審以後はこの課題をフォローしていなかったが、大学審議会でも検討が進められて、平成元年7月にまとまった大学教育部会の審議概要で、創設の必要性が指摘されて、創設準備室の設置と委員会の開催の運びになったという。私の頭にあったのは、学士段階だけのことだったが、防衛大学校などには修士相当の課程が、また防衛医科大学校には博士課程があるという。しかも、博士課程の第一回修了の時期は平成3年秋に迫っているということも、はじめてこの委員会で知らされた。

また、上記の流れとは別に高等専門学校に2年課程の専攻科を設置する方向で準備が進んでいることも知らされた。臨教審第二次答申では、罫巻きで表記した部分で「高等専門学校については、工業・商船以外の分野への拡大や名称変更を検討する」とし、さらにその説明部分で「あわせてその名称を専科大学（仮称）に変更することを検討する」としていた。他分野への拡大は学校教育法改正により実施されたが、名称変更問題は種々の事情で臨教審答申の方向では進まなかった。その代償措置というわけでもあるまいが、このような方向で高専の充実が図られていることに、好感を持ったものだし、専攻科は短大にもあるのだから、その充実策も何かあるのではないかと思ひ及んだのである。

創設調査委員会では、まさか自分が将来学位授与機関のスタッフになるなどは夢にも思わずに、自由に発言をしたものだった。いまから思えば恥ずかしいような発言も多い。他の委員の方々も、なにしろ国内にはもちろん、外国にも雛型がないものなので、自由に、真剣に発言していたように記憶している。

国立学校設置法と学校教育法の改正により、学位授与機関が発足したのが翌平成3年7月1日である。法案が成立した直後、開設時から併任教授になるように求められた（当時は筑波大学・大学研究センター長）。その時、ここに書いたような経緯もあり、何か運命のように思えて、逡巡することなく承諾したのであった。

（本記事は、平成7年1月発行「学位授与機構ニュース」第2号に掲載されたものを、著者の許可を得て転載したものである。）

くろは・りょういち 昭和3年生
大学評価・学位授与機構名誉教授。

日本経済新聞社東京本社編集委員・論説委員、筑波大学教授、臨時教育審議会専門委員、学位授与機関創設調査委員会委員、学位授与機構運営委員会会長、学位授与機構教授・審査研究部長を歴任。現在、常磐大学教授。
専門：教育政策